



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	『先代旧事本紀大成経』の「帝皇本紀」：聖徳太子関連記事を中心に
Author(s)	湯浅, 佳子
Citation	東京学芸大学紀要. 第2部門, 人文科学, 49: 327-335
Issue Date	1998-02
URL	http://hdl.handle.net/2309/13395
Publisher	東京学芸大学紀要出版委員会
Rights	

『先代旧事本紀大成経』の「帝皇本紀」

— 聖徳太子関連記事を中心に —

湯 浅 佳 子
(国語・国文学)

一、

延宝七年刊『先代旧事本紀大成経』は、天照太神の本宮を伊雑宮とする記述により伊勢内宮からの抗議を受け、天和元年幕命により絶版処分となった書である。正部四十卷、続部三十四卷という膨大な内容を持つ本書には、聖徳太子を礼賛し、神道を旨とする儒仏神三教調和思想を提唱、神道・神道学の大成を目指そうとする内容があることが、河野省三氏によって指摘されている。

本書成立に関わった人物としては、上州沼田の長野采女、高野山按察院光宥、忌部神道家広田担斎、浅井了意、出版に協力したとして神人大崎兵大夫、黄檗僧潮音道海らの名があげられており、それらの人物によって組織的に巧妙周到に作られた書であるとされる。また絶版処分後もなお、仏家神道家の偏無為や僧大我、また沼田侯直邦などの熱心な信奉者をなしたことが指摘されている。今後はこれら先学をふまえつつも『先代旧事本紀大成経』の内容検討をさらに詳しく進めることにより、本書成立の背景をより明らかにすることができるのではないかと思われる。

二、

『先代旧事本紀大成経』の諸本には、古活字版(序、目録、「神代本紀」)、「帝皇本紀」、神代から推古天皇までの歴史を記す。全三十卷)、延宝七年刊整版本(序、目録、「神代本紀」)、「聖皇本紀」、神代から推古天皇までの歴史を記す。全四十卷)、写本の三種がある。古活字版『大成経鶴鶴伝』は、木版とも銅版ともいわれ、刊年不明だが諸本によっては寛文元年の跋文が付いている。次に整版本は古活字版を内容増補したもので、延宝七年戸嶋屋惣兵衛から刊本されている。なお本書は、十卷本『先代旧事本紀』とは全くの別本である。ここでは、延宝七年刊整版本を『大成経』と称して、以降取り上げることにする。

『大成経』は、巻一「神代本紀」から巻三十四「帝皇本紀」の推古天皇の事項までを、主に『日本書紀』を典拠とし、その抜粋記事の間に独自の記事を挿入し、これを編年体で記している。また巻三十五から巻三十八の「聖皇本紀」は、『聖徳太子伝暦』を主な典拠としている。

中に年代の重複する巻が三カ所ある。一つめは、巻二「先天本紀」、巻三「陰陽本紀」、巻四「黄泉本紀」で、いずれも伊弉諾尊・伊弉册尊について、各々巻異なった角度で記している(なお巻二「先天本紀」は古活字版『大成経鶴鶴伝』

にはない)。二つめには巻五・六「神祇本紀」、巻七・八「神事本紀」で、これはいずれも天照太神について述べたもの。そして三つめが巻三十〜三十四「帝皇本紀」と巻三十五〜三十八「聖皇本紀」で、ここでは「欽明天皇」から「推古天皇」までの歴史が、聖徳太子の行跡を中心に、二本紀年代を重複して記されている。なお「聖皇本紀」は「大成経鸚鵡伝」ではなく、延宝七年刊整版本で新たに追加増補された巻である。これには、前の伊弉諾尊・伊弉諾冊や天照太神と同様、聖徳太子をより強調しようとする「大成経」整版本編者の意図が現れているといえるだろう。

本論では、この『大成経』の二つの聖徳太子伝、「帝皇本紀」と「聖皇本紀」の、特に「帝皇本紀」における聖徳太子伝に注目し、そこから『大成経』の歴史記述の特徴について考察してみたい。

三、

「帝皇本紀」には、主に欽明天皇から推古天皇の項目に太子に関係する記事が、『日本書紀』を主な典拠として述べられている。

「日本書紀」によれば、欽明・敏達天皇の御代は、新羅・高麗との戦い、任那の滅亡、仏教公伝をめぐる蘇我・物部の対立の時代であり、続く用明・崇峻天皇の御代は、穴穂部皇子と馬子の対立、馬子軍による穴穂部皇子および物部守屋の殺害、馬子の崇峻天皇殺害という国内動乱の時の時代、そして、推古天皇の御代に至り国家安定し、聖徳太子の摂政政治のもと、さまざまな国策がなされる。「大成経」「帝皇本紀」は、それら『日本書紀』の記述から内容の一部を抜粋し、独自に改変させている。

改変の方法としては、一つには『日本書紀』の内容を部分的に改変して内容増補を行うものと、もう一つには抜粋記事の間に全く独自の記事を挿入する方法がみられる。それら『大成経』独自の内容で特徴的なことは、まず神託に関する記事が多いことである。

次の一覧に示したのは、『大成経』「帝皇本紀」の、欽明天皇から推古天皇の時代の記事のうち、神託に関する事項を、前後の関連記事とともにあげたものである(○印の記事)。なお()の中は『日本書紀』に拠る記事である。

- | | | | |
|--|-------------|---|--------|
| | | | 〔欽明天皇〕 |
| | ○ 1. 9. 23 | 神乳山児大神の神託により齋食祭始まる。金峰権現神を祭る。 | |
| | ○ 13. 5. 15 | 吉野御幸。王政を守護する大兄天皇現す。齋戒と無為の大事を説く。 | |
| | 13. 10 | (百濟聖明王、仏像経論を献上。物部尾與と蘇我稲目対立す。疫病流行る。 | |
| | ○ 14. 5 | 天皇、仏像を浪花堀江に流し、寺院を焼く。大殿に類火す。(河内国泉郡茅渟海に光り輝く樟木現す。)天皇、三輪神と五十神に問う。 | |
| | ○ 31. 4. 15 | 神託に仏像建立し災厄を払えとあり。(天皇、仏像建立す。)豊前国に菅田八幡丸現す。国政を摂るべき太子を遣わすとの神託あり。 | |
| | ○ 32. 3 | 王爾、築石国より来、神託により祠を造る由奏上す。 | |
| | ○ 32. 4 | 住吉大神の神託に、新羅抗戦の為に蝦夷を従え先陣とし、天皇の大軍をもって悉くこれを討てとあり。天皇、臣下の忠告により神託に従わず。神、以後天皇を護らずと告げる。 | |
| | 32. 4 | 天皇病没す。 | |
| | 13. 9 | 〔敏達天皇〕 | |
| | | (百濟より仏像伝来す。馬子仏殿建立し信仰する。舍利の奇瑞を見る。) | |
| | 14. 2 | (馬子、大野丘の北に宝塔を建て、舍利を奉納する。)守屋・勝海妬む。 | |
| | | (国に疫病流行し死者夥し。) | |
| | ○ 14. 2 | 八幡大神天皇に託宣し、大事には必ず神意を問うべきことを告げる。 | |
| | 14. 3 | (守屋と勝海、疫病は馬子の仏法信仰を神明が怒るゆえと難じる。) | |
| | | 馬子、天皇に仏法信仰を説くが、天皇これを受けず。 | |
| | 14. 3. 6 | (守屋、仏殿仏像を焼き払う。) | |

14. 3. 18 (天皇、守屋ら瘡を煩う者、苦しむ。これ仏法迫害の罪と人々噂す。)

〔用明天皇〕該当事項なし。

〔崇峻天皇〕

2. 8 厩戸皇子、威勢ある臣下にも仁をもつて接するよう天皇を諫める。

2. 8. 18 厩戸皇子、天皇に善悪を説く。

○ 2. 8. 24 天皇、馬子の威を恐れ祈禱。天は私意を受けずと三諸岳大社神の神託あり。

2. 9 天皇苛政を行う。馬子の諫めをなじる。

2. 12. 17 天皇心不安定となり群臣恐れる。

3 天皇姪樂に耽る。貴賤厭然となる。

4. 4. 22 天皇、重税を課す。民疲れ、蝦夷の蜂起を願う。

4. 4. 16 天皇、春画を描かせ姪樂に耽る。臣下の心離れる。

4. 4. 24 鹿島の祠松倒れ、群鹿大鳴騒するが、天皇奇怪を信じず。

○ 鹿島大神、不祀を咎めるが天皇聞かず。

4. 7 天皇、倭約令を布く。民飢餓す。

4. 7 賊起る。都焼亡す。

4. 8 大風起り家屋穀物壊滅す。

4. 8 蝦夷蜂起す。厩戸皇子の計によりこれを撃つ。

○ 5. 5 菟狹大神の託宣に天皇の不敬を責める。厩戸皇子、怒る天皇を諫める。

5. 10 (天皇、山猪の首を持ち、わが嫌う人を討ちたしと言う。)

(馬子これを聞き、群卿を家に集め) 怒り罵る。

5. 11. 3 (馬子、東漢直駒に命じ、天皇を弑す。)

〔推古天皇〕

○ 1. 12 (天皇即位)。神託に仏舎利の威を説く。(舎利を法興寺の心柱の中に置く。)

○ 7. 4 (地震あり。天皇) 太子の勧めにより(地震の神を祭る。)

○ 20. 5 (薬狩あり。) 臣下、太子の勧めにより薬狩の礼の嚴重なる所以を

神に問う。三輪神の神託に、厄災を退ける神の威力、三国普くあることを告げる。天皇、各国の神社に鏡像を掲げる。

○ 20 住吉大神の神託により、太子、神を象った三番の面を創り、神前で舞わせる。

○ 24. 1 (桃李実る。) 太子、変異は菟狹大神の怒りと、神を祭り大法会を行う。

○ 25. 6 (出雲より大瓜献上。) 三輪神、去年の徳の報いと告げる。

○ 26. 8 (河辺臣、勅命により安芸の舶木を伐る。雷神咎めるが聞かずに伐る。) 皇太子その勇を称える一方、神と戦ったことを諫める。

○ 27. 4 (淡海国蒲生河に人の如き浮沈あり。) 太子、天下の事とは無関係という。

○ 28. 12 (天に赤氣。) 夜に輝く。三輪神の託宣に来年天下闇という。太子、ただ人倫を治めよという。

○ 32. 4 三輪神、得狭子に、神の境界二千余言を記し世に伝えることを命ず。

○ 32. 4 三輪大神の神託に、神は穢れを嫌う、葬儀は天外の理の法にある僧侶に任すべしとあり。天皇これに従い法を定む。

32. 4. 9 田村王の前に神女三身に変化し、飛び去る。王祠を祭る。

○ 35. 5 (蠅大発生し、碓井坂から東上野へ向かい散失。) 三輪神託宣あり。

天皇わが身の不徳と限界を訴え、薨去を願う。神、涙して上りま

右の一覧のうち○印に示したように、『日本書紀』には『日本書紀』にはない神託の記事がいたるところに挿入されていることがわかる。

例えば欽明十三年十月以降、仏教公伝に関する記事がある。

『日本書紀』によれば、欽明十三年十月、百濟聖明王から釈迦仏の金銅像一と経論等が献上される。天皇はその教えに歓喜し、臣下に問う。蘇我稲目は他国と同様信仰すべしと奏上するが、物部尾與と中臣鎌子は我が国神を守る立場からこれを退ける。稲目は天皇から賜った仏像を小墾田の家に安置する。折しも疫病流行し、尾與らはこれを稲目の仏法信仰のせいとする。天皇は仏像を難

波堀江に流すよう命ず。尾輿は寺院を焼き打ちにするが、磯城島宮の大殿に類火し大被害を蒙る。

一覧に示したように、「大成経」「帝皇本紀」は『日本書紀』のこの記事をほぼ忠実に引用し、続いて『日本書紀』の十四年五月の記事を引用する。河内国泉郡茅渟海に梵音が雷の如く響き渡った。光彩を放った樟木が海上に浮かび、朝廷に献上された。天皇はそれから仏像二体を造らせ、吉野寺に安置した、という内容であるが、「帝皇本紀」では『日本書紀』のこの記事に、さらに独自に次のような内容を付け加えている。

天皇之を得、深く慮りて詔して曰く、「是の木、太た異し。焉、人の業に非ず。即ち天の所作なり。當に何物を作るべき。」群臣に問ひ下ふ。群臣弁ぜず。即ち亦た詔して曰く、「是奇しき物なり。安に非し物を作らば、即ち天の責を招かん。」乃ち勅して五十大神及び三輪太神に卜問ふ。

三輪大神、小童に託りて曰く、「浮木は天の木なり。異し物に中らず。當に仏の像を作り上るべし。国の中の疫氣、年に中り速かに止まん。」

五十大神、磐隈姫命皇女に託りて曰く、「其の光り樟木は是れ吾か意也。へ略へ盡し樟の神し木は、汝天皇に與ふ。彼の聖り真をして神の中の神の像を造りて、當に国の中の巨多の災害を払ふべし。へ略へ」

天皇審に之を聞き、国の多の災を除んことを知る。甚だ悦び、即ち(造工に命じて仏の像二軀を作らしむ。今吉野寺に在り。放光樟の像、是なり。)未だ仏の像成り已らざるに国疫皆止む。時に人皆謂ふ、「天の為は自然なり。」

吾国仏像を造る、是、其の縁なるのみ。(卷30、13オー14ウ)

* () 中は『日本書紀』に拠る内容である。

天皇はこの不思議を三輪神と礎神に尋ねた。するといずれの神のお告げにも、樟木で仏像を造り、仏教を信仰して災厄を退けよとのことであった。天皇はこれに従い仏像二体を造らせると、たちまち国疫は止んだ、というものである。ここでは『日本書紀』の仏教伝来の記事に三輪神・五十神の神託を加えることにより、仏教が神意に叶うことを示そうとしている。このように『大成経』

「帝皇本紀」には、『日本書紀』の記事を何らかの神意として解釈しようとする意図があるといえる。このことについて、次に蘇我馬子の崇峻天皇殺害の件をあげ、さらに考察を進めたい。

四、

『大成経』では神武天皇の項より以降、各天皇についての評を一言、終わりに付しているが、崇峻天皇については、

天皇性邪敏、智に似て環て愚也。恒に臣の咎を制すことを樂しむ。

(卷32、24ウ)

とある。これは武烈天皇・雄略天皇を除く他の天皇にはあまりみられない批判的な評価である。「帝皇本紀」ではこの言葉に象徴されるような崇峻天皇像を、「日本書紀」に大幅な内容増補を行って描いているのが特徴である。

「帝皇本紀」によれば、崇峻天皇は馬子の威勢を畏れるがゆえに、数度の神託や聖徳太子の忠告にも耳を貸さず、刑罰を嚴重にし、重税を課し、儉約令を布くといった苛政を次々と行い、また淫楽に耽るようになる。臣下民衆は苦を強いられ疲弊困憊する。天災が起り、蝦夷が蜂起し、次第に国情が乱れていく。先に示した一覧の○印の内容のように、二年八月二十四日、四年四月二十四日、五年五月の三度にわたり天皇を咎める神託がなされながら、次第にそれらの神の意に背いていく崇峻天皇の言動が記されている。様々な災いはその報いであるかのよう描かれ、遂に五年十月(これ以降は『日本書紀』に拠る)、天皇は山猪の首を持ち、我が嫌う者を討ち取りたいと挑発的な言動に出たために、遂に馬子の手先東漢直駒によって殺されることになる。このような崇峻天皇の悲劇的末路もまた、天皇の神への背徳ゆえんであったと、『大成経』「帝皇本紀」では述べているようである。

ただ、以上のような崇峻天皇への批判的評価については、必ずしも『大成経』だけのものではない。

『聖徳太子伝暦』(二卷、平安時代初期成、著者未詳)には、崇峻天皇を評し

て次のようにある。

天皇の性為剛腹にして、物の非を容し玉はず。太子常に諫めを納れ玉こと
あまたいひ 数。
 (寛永五年刊、巻上、19ウ)

『上宮太子拾遺記』(七巻、正和三年成、法空撰)ではこれをふまえ、崇峻天皇
 に関して次のように述べている。

孝経曰く、「主、諫に逆はば則ち国亡ぶへ略。」

(第三「血氣事」及び裏書)

また『愚管抄』(七巻、承久二年成、慈円著)には次のような評価がある。

崇峻ノコロサレ給フヤウハ、時ノ大臣ヲコロサントオボケルヲキ、カザド
 リテ、ソノ大臣ノ国王ヲコロシマイラセタルニテアリ。ソレニスコシノトガ
 モナクテ、ツ、ラトシテアルベシヤハ。ナカニモ聖徳太子オハシマスオリニ
 テ、太子ハイカニ、サテハ御サタモナクテヤガテ馬子トヒトツ心ニテオハシ
 マシケルゾト、ヨニ心エヌ事ニテアルナリ。サテ其後カ、リケレバトテ、コ
 レヲ例ト思フヲモムキツヤ、トナシ。コノコトヲフカク案ズルニ、タッセン
 ハ仏法ニテ王法ヲバマモランズルゾ。仏法ナクテハ、仏法ノワタリヌルウヘ
 ニハ、王法ハエアルマジキゾトイフコトハリヲアラハサンレウト、へ略コレ
 ヲバタレガアラハスベキゾトイフニ、観音ノ化身聖徳太子ノアラハサセ給ベ
 ケレバ、カクアリケルコトサダカニ心得ラル、ナリ。へ略、仏法ニ帰シタル大
 臣ノ手本ニテコノ馬子ノ臣ハ侍ケリトアラハナリ。コノ大臣ヲ、スコシモ徳
 モヲハシマサズタ、欽明ノ御子トイフバカリニテ位ニツカセ給タル国王ノ、
 コノ臣ヲコロサントセサセ給フ時、馬子大臣仏法ヲ信ジタルチカラニテ、
 カ、ル王ヲ我ガコロサレヌサキニウシナヒタテマツリツルニテ侍レバ、唯コ
 ノヲモムキ也。

(『愚管抄』巻第三)

これは、馬子の崇峻天皇殺害を、日本史上あまり例のない臣下による天皇殺
 害事件として取り上げ、時の聖徳太子をどのように評したらよいかという所に
 焦点を当てた説である。慈円は崇峻天皇を評して「すこしも徳もをはしまさず、
 ただ欽明の御子といふばかりにて位につかせ給ふ国王」(傍線部)と否定的に述
 べ、その上で観音の化身である聖徳太子には、「仏法なくして王法なし」の理を
 表そうとした思惑のあったことを説いている。

三説とともに、崇峻天皇の非をあげることにより太子を擁護し、太子が馬子
 の天皇殺害を黙殺したことを正当化しようとする論理に立つものである。これ
 は近世期になると、林羅山による排仏論の一環として行われた聖徳太子批判に
 対峙するための、仏教側の護法論として表れるようになる。『大成経』と同年、
 延宝七年の刊行『神社考志評論』(三巻、澄円著)は、馬子の崇峻天皇殺害を評
 するために、孟子の次のような言葉を引用している。

帝の宣王問て曰く、「臣、其の君を弑す、可ならんや。」と。孟子対へて曰
 く、「仁を賊ふ者、之を賊と謂ふ。義を賊ふ者、之を残と謂ふ。残賊の人、
 之を一夫と謂ふ。一夫の紂を誅することを聞く。未だ君を弑することを聞
 かず。」と。
 (巻下、31ウ)

これは、武王を馬子に、紂を崇峻天皇に当てはめ、武王が殺したのは君子で
 はなく仁義を失したただの一夫であったと孟子が評したように、馬子が殺害し
 たのも天皇ではなく、仁義を失したただの凡夫にすぎなかったと看做したもの
 である。このように近世初期にも、崇峻天皇の非を指摘することにより、聖徳
 太子を擁護しようとする論理があった。『大成経』「帝皇本紀」の崇峻天皇説は、
 これら中世以前から当代に至る仏家の崇峻天皇批判説に基づいたもので、さら
 にそれを、神意に反した天皇として展開させているのである。

『大成経』では繰り返し、神意の絶対なることを主張している。例えば敏達天
 皇十四年二月、八幡大神の神託に、

「この瑞朗の中つ国は、是れ吾が有るの国也。天皇我れ有ると思ひ下ひそ。
 故れ大事有らば、則ち必ず吾に問ひ下へ。吾事毎に駭く答へし。新初を難

知を致する。過ぎ禄大賞を行ふ。大臣大連を罰ふ、皆吾に問下へ。若し身
 が有ると思ひて問わず妄りに行なはば、必ず当に悔有るべしへ略。夫れ其
 の世間の是非は、神と雖も小神は知らず。況んや学び識る間の凡人学識凡
 夫の理を度り断を慮る、十か一つ二つ、其れ然る者有れ、他は皆差ふ。人
 慮を頼み下ひそ。吾国の法は是れ齋元なり。他国法と異なり、是を以て
 人を専らにせそ。」
 (巻31、20ウ〜21オウ)

とあって、我が国は他国と異なる「齋元」の国であるから、大事の時は必ず
 神意を測ること、たとえ天皇といえども妄りに私に判断を下すことがあつては
 ならないという、天皇のあるべき姿を説いている。崇峻天皇はその悪しき例と
 して示されたに他ならない。

では、そのような神国観のもと、聖徳太子はどのように描かれるのであろう
 か。次に「帝皇本紀」太子誕生譚の描かれ方をとりあげ、同じような視点から
 考察を加えたい。

五、

一覽をみると「帝皇本紀」では、推古天皇七年四月の地震、同二十年五月の
 葉狩、同二十八年十二月、天に赤気あつたことなど、いくつかの『日本書紀』
 の記事を取り上げ、それが何らかの神意を示すものと看做しているのが特徴的
 である。その上で聖徳太子は、神意を天皇や臣下に説く人物として描かれてい
 る。その例として、欽明三十一年四月十五日の八幡神託宣の話を次にあげる。

大神を鎮座するべし。」

(巻30、27オ〜28オ)

豊前国菱瀉池の辺に住む根深目という三歳の女子の口を借りて誉田八幡丸の
 託宣があつた。八幡大神は自らを「日の輪の天つ荒魂」すなわち天照大神の分
 身であるといい、神託を奏上しわが荒魂を祭り奉れ、そうすればこの日本の国
 を守護しようと言つた。

これには『東大寺八幡験記』に似た話がある。欽明三十二年の記事として誉田
 八幡丸の託宣が次のように記されている。

欽明天皇三十二年辛卯正月一日。豊前国宇佐郡既峯菱形池の間に、三歳
 の小兒現はる。竹葉を立て、始めて託宣して曰く、「我是日本人皇第十六代
 誉田天皇広幡八幡磨也。我名をば護国靈験威力神通大自在菩薩と曰。国々
 所々に跡を神道に垂る。」已上。

當に知る、上宮太子我が国に降誕し、西土の教法を本朝に伝ふべきの嘉瑞
 哉。〈略〉
 (三二)

このうち傍線部の、豊前国、菱形池のあたりで、三才の童子によって、誉田
 八幡丸神の託宣がなされたという点が、『大成経』の記事と同一事項として確認
 できる。同様の記事は『八幡愚童訓』、『誉田八幡縁起』、『足助八幡縁起』などの
 八幡縁起の類のほか、『上宮太子拾遺記』などの太子伝、また『扶桑略記』『神
 道集』『本朝神社考』など諸書にみられる。

さらに『大成経』『帝皇本紀』では次のように話が続く。

船吏の辰爾、敏才にして正直。造宮の使と為る。乃ち王辰爾詔奉りて豊
 前の国、荒狭の県に向至る。

忽ちに大光有り、其色金赤。光の本を尋ね至る。大松樹の上に素雪の鷹
 有り。大さ大驚の如し。須叟に体変化りて、大白の龍王と成る。亦須叟に
 体変化りて、大靈光の日輪と成る。
 (巻30、28オ)

戊戌、豊前国表を上りて奏して曰く、「三月十五日、菱瀉の池の辺の民み、
 根深目と云者の女、年始三歳、異し語して人を集ふ。乃ち神み託りて曰く、
 「我は是れ、誉田の八幡丸也。我れは本、日の輪の天つ荒魂也。へ略」早く
 朝廷に奏して、新靈宮を造り、当に我か荒魂魄の大ひ威力、神を崇め祭り
 奉つるべし。我れ応に日の胤の宝祚、神ん産みの国つ界を守護すべし。
 〈略〉」
 天皇、大に歎ひ、群臣に勅して曰く、「宣く神勅に任せて、大殿を造立て、

王辰爾は、『日本書紀』によれば欽明十四年七月より船長に命ぜられ、船史の

姓を賜っている。後の船連の先祖である。本話によれば、辰爾が造宮の使者として豊前国の荒狭県（現在地未詳）に至ると、松の上に大白鷹が表れ、たちまち大白龍となり、さらに日輪・天照太神と化現したという。

『八幡宇佐宮御託宣集』（神作、正和二年成立、十六卷）には宇佐八幡神の数々の託宣が記されているが、中に、八幡神が宇佐郡の大河のあたりで鷹と化して瀬を渡り、東岸の松に止まったという記事がある。『大成経』の本話も、これら八幡縁起の類に拠りながら創られたのであろう。

さらに『大成経』『帝皇本紀』の話を続けると、八幡神が辰爾に向かつて言うには、

船吏に告げて曰く、「吾れ人の皇為るの時、明らかに知りき、吾れ帝王は、吾か為せる主皇には非ず。天の神の帝皇なり。吾か踐所宝祚は、吾か為す鴻業に非ず。天の神の日祚也。豈に天の神の為せる皇帝を以て、吾か為す帝と事物を自在にせんや。豈に天の神の為します日祚を以て、吾か為す祚と禪り即くこと自在にせんや。故れ、帝皇に危無く、大業絶えて無き也。吾が如く諸の皇、物を物し、事を事にせよ。心や内つ物身や外事、一小物も善からざる不公有ときは、則ち心帝に非ず、身を棄つ。」

（卷30、28オウ）

と、天皇とは天の神の為せる位なのであるから、天皇は自らの地位をもって私自在に振る舞うことはできない。もしも天皇が悪しき私の心を持ったならば、その時はもはや心は帝ではないという。天皇は私心を無くして天の神の声に従うことが、そのあるべき姿であると告げたものである。

託宣はさらに続き、

「帝為る太子をして政を撰らし、其の国の事を知らしむ。爾諸帝等は、思を休め身を密めて、欲求無きを以てし、無為閑行にして、而も居の上皇にませ。〈略〉」

（卷30、28ウー29オ）

と、最後に、帝に比する太子を遣わして天皇の代わりに政事を執らせよう、

とのお告げがあったと述べている。八幡神託宣によって聖徳太子誕生が予告される場面である。

これについては、先にあげた『東大寺八幡験記』の波線部にも、八幡丸の託宣は上宮太子が我が国に降誕し仏教を広める嘉瑞であったと述べており、八幡神の託宣と聖徳太子誕生との関係を示唆している。同じく『上宮太子拾遺記』にも、

扶桑記云。三十二年辛卯正月一日。

間人皇女夜の夢に、○此より以降、脈有るを知る。八月に言を外に聞く。又同じ比、八幡大明神、筑紫に顕はる。〈略〉欽明天皇三十二年、救世観音、大和高市郡の豊日皇子宮に託胎す。八幡大菩薩、豊前国宇佐郡馬城峯菱溜池の間に顕じ給ふ也。然れば則ち此の歳吾が朝に初めて二菩薩応化を垂る。定めて知り兼ねて其の時節を契り給ふか。

（卷一）

と、まず『聖徳太子伝暦』にいうところの、救世観音が間人皇后に託胎した記事をあげ、同じ頃の出来事として、この八幡大菩薩の託宣を併せて述べている。さらに『太子伝玉林抄』（二十二卷、文安四一五年成、訓海著）にも、

羽翼集云扶桑記云中、太子懐胎の比ろ、八幡大明神筑紫に顕はる云々。

（卷第二）

とある。『大成経』『帝皇本紀』では、神仏習合説としてのこれら八幡縁起や太子伝の文献にいう八幡神の託宣を引用することにより、八幡神の託宣によって太子誕生が予告されたという話を新たに作り上げている。そのうえで聖徳太子を、神意を世に具現するため神によって遣わされた人物として位置づけたといえる。

六、

本論では『大成経』『帝皇本紀』のうち聖徳太子関係の記事をとりあげること

によって、「帝皇本紀」の『日本書紀』改変の意図を考えてみた。そして、「帝皇本紀」の欽明朝から推古朝にかけての記事には、『日本書紀』に太子伝関係の文献から引用した説話を自在に組み合わせるといふ方法で作られた話があること、それによって神国日本の道に叶ったあるべき天皇の姿が提示され、中で聖徳太子は、八幡大神(天照太神の分身)の申し子として、『大成経』著述者が目指す理想の国家を実現するべき人物として描かれていることを述べた。

『聖徳太子伝暦』をはじめとする従来の聖徳太子伝によれば、太子は専ら救世観音の化身であり、或いは天竺勝鬘夫人の再生、南岳慧思禪師の後身であった。しかし「帝皇本紀」ではそれらの説に触れることは無く、仏教信仰の象徴としての聖徳太子とは異なった太子像を描いている。仏教より神道を優先させる、反本地垂迹説に則っているといえるだろうか。

両部習合神道の『鼻帛書』(二巻、正中元年成、伝智円律師撰)は、天照太神に密教的解釈を施した書であるが、そこで聖徳太子について次のように述べている。

聖徳太子も當社の御再誕と聞たり。何の疑有らん。(略)

(注)天照太神

とある。これは、天照太神が釈迦となり、唐土天竺へ渡り仏法を広めたのであるとする、日本神道の唐土天竺の教えに優越することを説いた説である。また、吉田兼俱によって提唱された三教枝葉花実説、即ち聖徳太子が密奏したという説で、神道を根本とし、儒仏をその分化したものの、枝葉花実であるとする説がある(当説から『大成経』への影響については既に河野省三氏の指摘にある)。「大成経」「帝皇本紀」は、これら反本地垂迹、三教枝葉花実説に基づきながら『日本書紀』を改竄し、聖徳太子による神国日本国家の設立を歴史に具現化させた書といえるのである。

*本文引用にあたって、漢文には私意により適宜送り仮名を付し、書き下し文に改めた。

(注)

- ① 河野省三氏「旧事大成経に関する研究」(昭和二十七年十一月)。
- ② 岩田貞雄氏「偽書旧事大成経をめぐる諸問題」(皇大神宮別宮 伊雜宮謀計事件の真相)―偽書成立の理由について―四章、『国学院大学日本文化研究所紀要』三十三、昭和四十九年三月。
- ③ ①の河野氏論文に同じ。
- ④ ①の河野氏論文、岩田氏論文に同じ。
- ⑤ 小笠原春夫氏「国儒論争の研究」(昭和六十三年、ペリかん社)第二篇「旧事大成経の投影」。
- ⑥ ①の河野氏論文に、諸本の概要を記す。
- ⑦ 鎌田純一氏「先代旧事本紀諸本概説」(『国学院大学日本文化研究所紀要』第一輯、昭和三十二年十月)に、鶴鶴本と七十二巻本の関係について記す。
- ⑧ 古活字版『大成経鶴鶴伝』については、川瀬一馬氏「古活字版の研究」二編、第八章、第二節に、「寛永中の活字に若干新雕活字を混じて摺刷し」とある(五八四頁)。また『改訂版内閣文庫和漢書目録』には「刊(木活)」、また岩崎文庫蔵本の帙題簽には「寛文銅活字版」とあり、木版銅版諸説ある。
- ⑨ 『日本古典文学大系 日本書紀 下』(昭和五十五年、岩波書店)による。
- ⑩ 『大日本仏教全書 聖徳太子伝叢書』(仏書刊行会編、明治四十五年)六六頁、八五頁。
- ⑪ 『日本古典文学大系 愚管抄』(昭和四十九年、岩波書店)一三六―一三八頁。
- ⑫ 『統群書類従』(大正十三年)第三輯、神祇六十四、二二三頁。
- ⑬ 『八幡宇佐宮御託宣集』「日本御遊化の部」二二―二二二頁。(重松明久編、昭和六十一年、現代思想社)。
- ⑭ ⑦に同じ。上巻、九頁。
- ⑮ 『太子伝玉林抄』巻第二、一二六頁。
- ⑯ 『神道大系 論説編二 真言神道(下)』(平成四年、神道大系編纂会)五〇九頁。

(平成九年九月三十日受理)

* "TEIYOU HONGI" of "SENDAIKUJI HONGI TAISEIKYO". On the description
of SHOTOKUTAISHI. : Yoshiko YUASA (*Department of Japanese Language
and Literature*) (Received September 30, 1997)

